

新型コロナウイルス感染症の 影響を受けている事業者の皆様へ ～政策金融と国税の取組の御案内～ 【第六版】

- このパンフレットでは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、事業の資金繰り等に困難を抱える事業者の皆様へ、政策金融における資金繰り支援策と、国税における納付の猶予制度の内容を御案内しています。
- 政策金融の資金繰り支援策については、株式会社日本政策金融公庫等に新型コロナウイルス感染症特別貸付制度等を創設しております。
- 国税の納付の猶予制度については、国税を一時に納付することが困難な事情がある場合には、税務署に申請することにより、①原則として1年間納付を猶予するとともに、②猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- 詳しくは次ページ以降を御覧ください。

財務省
Ministry of Finance, JAPAN

最新情報は、右の
二次元コード又は
下記の検索からご
確認ください。



財務省 コロナ 事業者

目次

● 日本公庫 DBJ 民間金融機関
● 沖縄公庫 商工中金 税務署

I 概要

資金繰り支援の主な概要	1
-------------	---

II 資金繰り支援(政策金融)

新型コロナウイルス感染症特別貸付※	2
-------------------	---

● ● 中小・小規模事業者

※マル経融資(小規模事業者経営改善資金)及び衛経(生活衛生改善貸付)を含む。

危機対応業務(中小企業向け)	5
----------------	---

● ● 中小・小規模事業者

実質無利子化～新型コロナウイルス感染症特別貸付 特別利子補給制度～	6
-----------------------------------	---

● ● 中小・小規模事業者

日本公庫等の既往債務の借換	7
---------------	---

● ● 中小・小規模事業者

日本公庫等や民間金融機関による既往債務の条件変更	8
--------------------------	---

● ● 中小・小規模事業者

● 中堅・大企業

新型コロナ対策資本金性劣後ローンの創設(中小企業向け)	10
-----------------------------	----

● ● 中小・小規模事業者

日本公庫等による設備資金貸付利率特例制度	11
----------------------	----

● ● 中小・小規模事業者

衛生環境激変対策特別貸付	12
--------------	----

● ● 生活衛生関係営業者

セーフティネット貸付【公庫】(生活衛生、農林漁業含む)	13
-----------------------------	----

● ● 中小・小規模事業者

目次

● 日本公庫 DBJ 民間金融機関
● 沖縄公庫 商工中金 税務署

Ⅱ 資金繰り支援(政策金融)

DBJ 商工中金	危機対応業務(中堅・大企業向け)	16
	中堅・大企業	
民間金融機関	セーフティネット保証【信用保証】	18
	中小・小規模事業者	
日本公庫 沖縄公庫	特別相談窓口(ご連絡先)	19
DBJ 商工中金		
民間金融機関	(参考1)伴走支援型特別保証制度	22
民間金融機関	(参考2)経営改善サポート保証(感染症対応型)	23

Ⅲ 国税の納付の猶予制度

税務署	新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ	24
-----	----------------------------	----

令和4年4月時点のお知らせ

資金繰り支援の主な概要

該当
ページ

新型コロナウイルス感染症特別貸付

【中小事業】上限 6 億円（別枠）
【国民事業】（生活衛生含む）上限 8 千万円（別枠）
【マル経融資及び衛経】上限 3 千万円（別枠）

P 2

危機対応業務（中小企業向け）

【融資（シニアローン）】上限 6 億円 【資本性劣後ローン】10億円

P 5

実質無利子化

～新型コロナウイルス感染症特別貸付特別利子補給制度～

【中小事業】上限 3 億円 【国民事業】上限 6 千万円

P 6

日本公庫等の既往債務の借換

【日本公庫及び沖縄公庫】
【中小事業】借換限度額 6 億円【国民事業】借換限度額 8 千万円
【商工組合中央金庫等】借換限度額 6 億円

P 7

資本性劣後ローンの創設（中小企業向け）

【中小事業】限度額10億円（別枠）
【国民事業】限度額7.2千万円（別枠）

P10

設備資金貸付利率特例制度

各貸付制度に定める限度額
【中小事業】7.2億円【国民事業】7.2千万円等

P11

衛生環境激変対策特別貸付

【旅館業向け】上限 3 千万円（別枠）
【飲食店営業及び喫茶店営業向け】上限 1 千万円（別枠）

P12

セーフティネット貸付（生活衛生、農林漁業含む）

【中小企業】7.2億円【国民事業】4.8千万円【生活衛生】5.7千万円
【農林漁業】1.2千万円or年間経営費の12/12相当額又は粗収益の12/12
相当額のいずれか低い額

P13

危機対応業務（中堅・大企業向け）

【融資（シニアローン）】【資本性劣後ローン】原則上限なし

P16

セーフティネット保証【信用保証】

【4号】上限2.8億円（別枠）
【5号】上限2.8億円（別枠）

P18

政府系金融機関

民間
金融機関

新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

日本公庫

沖縄公庫

ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方で あって次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復 し発展することが見込まれる方		
	柔軟に 対応可能 （１）最近 1 か月間の売上高又は過去 6 か月（最近 1 か月を含む。）の平 均売上高が前 4 年のいずれかの年の同期と比較して 5 %以上減少している （注 1） （２）業歴 3 か月以上 1 年 1 か月未満の場合等は、最近 1 か月間の売上高又 は過去 6 か月（最近 1 か月を含む。）の平均売上高（業歴 6 か月未満の 場合は、開業から最近 1 か月までの平均売上高）が次のいずれかと比較し て 5 %以上減少している方 ① 過去 3 か月（最近 1 か月を含む。）の平均売上高 ② 令和元年 12 月の売上高 ③ 令和元年 10 月から 12 月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要と する設備資金及び運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	8,000 万円	
	中小企業事業	6 億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20 年以内（5 年以内） 運転資金 20 年以内（5 年以内）		
利率（年） (注 2)	国民 生活 事業	6,000 万円以内の 部分（注 3）	当初 3 年間：基準利率－0.9% 3 年経過後：基準利率
		6,000 万円を超える 部分	基準利率
	中小 企業 事業	3 億円以内の部分 (注 3)	当初 3 年間：基準利率－0.9% 3 年経過後：基準利率
		3 億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

（注 1） 前 4 年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響を受けていたことにより、最近 1 か月間の売上高及び過去 6 か月（最近 1 か月を含む。）の平均売上高が前 4 年の全ての同期との比較においても 5 %以上減少していない場合においては、最近 1 か月間の売上高又は過去 6 か月（最近 1 か月を含む。）の平均売上高が、当該影響を受ける前の直近の同期と比較して 5 %以上減少している方も対象になります。

（注 2） 基準利率は、日本政策金融公庫国民生活事業は 1.23%、中小事業は 1.08% です。
（令和 4 年 4 月 1 日時点、貸付期間 5 年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律）
沖縄振興開発金融公庫の貸付利率は、沖縄振興開発金融公庫 HP をご覧ください。

（注 3） 一部の対象者については、基準利率－0.9%の部分に対して利子補給が実施され、当初 3 年間で実質無利子となります。

マル経融資（小規模事業者経営改善資金） 衛経融資（生活衛生改善貸付）の拡充の概要（国民生活事業）

	通常部分	拡充部分
ご利用 いただける方	【マル経融資（小規模事業者経営改善資金）】 商工会議所、商工会、又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方 【衛経融資（生活衛生改善貸付）】 生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	左記に加え、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方 （１）新型コロナウイルス感染症の影響により直近１ヵ月間の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前４年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している方（注１） （２）前４年の全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近１ヵ月間の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して５％以上減少している方 ① 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高 ② 令和元年１２月の売上高 ③ 令和元年１０月から１２月の平均売上高
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金	
融資限度額	2,000万円	別枠 1,000万円
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内 (２年以内) 運転資金 7年以内 (１年以内)	設備資金 10年以内 (４年以内) 運転資金 10年以内 (３年以内)
利率（年）	特別利率 F（注２）	当初３年間： 特別利率 F－0.9%（注３） ３年経過後：特別利率 F

（注１） 前４年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響を受けていたことにより、最近１ヵ月間の売上高及び過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前４年の全ての同期との比較においても５％以上減少していない場合においては、最近１ヵ月間の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が、当該影響を受ける前の直近の同期と比較して５％以上減少している方も対象になります。

（注２） 特別利率 F は、1.23%です。（令和４年４月１日時点）
沖縄振興開発金融公庫の貸付利率は、沖縄振興開発金融公庫HPをご覧ください。

（注３） 一部の対象者については、特別利率 F－0.9%の部分に対して利子補給が実施され、当初３年間で実質無利子となります。

新型コロナウイルス感染症特別貸付 ～提出書類等～

日本公庫

沖縄公庫

1.日本公庫 国民生活事業 提出書類

- ▶ 右の二次元コードから、国民生活事業への申込に必要な書類をご確認いただけます。



2.日本公庫 国民生活事業（生活衛生関係） 提出書類

- ▶ 右の二次元コードから、国民生活事業のうち、生活衛生関係での申込に必要な書類をご確認いただけます。



3.日本公庫 中小企業事業 提出書類

- ▶ 右の二次元コードから、中小企業事業への申込に必要な書類をご確認いただけます。



4.沖縄公庫 新型コロナウイルス感染症関連HP

- ▶ 新型コロナウイルス感染症関係について全体的な内容（沖縄公庫）及び申込に必要な書類は、右の二次元コードからご確認いただけます。



日本公庫 農林水産事業

- ▶ 新型コロナウイルス感染症特別貸付ではございませんが、農林水産事業への申込に必要な書類は、右の二次元コードからご確認いただけます。



日本公庫 新型コロナウイルス感染症関連HP

- ▶ 新型コロナウイルス感染症関係について全体的な内容（日本公庫）は、下記の二次元コードからご確認いただけます。



国民



中小



農林

参考
情報

中小企業向け危機対応業務

実施機関	商工組合中央金庫	
対象者	融資（シニアローン）：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 <u>最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）</u> <u>の平均売上高が前 4 年のいずれかの年の同期と比較して 5 % 以</u> <u>上減少している事業者</u> ※資本性劣後ローンの対象者については、10ページをご参照ください。	
貸付金の種類	融資（シニアローン）	資本性劣後ローン
資金使途・ 貸付期間	設備資金：20年以内 （据置期間5年以内） 運転資金：20年以内 （据置期間5年以内） ※いずれも新型コロナウイルス感染症 の影響により必要となる資金に限る。	5年1ヵ月、7 年、10年、 15年、20年 （一括償還） ※いずれも新型コロナウイルス感染症 の影響により必要となる資金に限る。
融資限度額	6億円 ※ 利下げ限度額：3 億円	10億円
金利	日本公庫の新型コロナウイルス 特別貸付と同様の金利 当初 3 年間： 基準金利▲0.9% ※更に要件を満たす場合、 実質無利子化 4 年目以降：基準金利	当初 3 年間：0.5% 4 年目以降： 赤字時 0.5% 黒字時 （期間5年・7 年・10年）2.60% （期間15年）2.70% （期間20年）2.95% ※なお、資本性劣後ローンに ついては、実質無利子化の 対象外です。

実質無利子化

～新型コロナウイルス感染症特別貸付 特別利子補給制度～

日本公庫

沖縄公庫

商工中金

- 日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等（P 2～4）
 - 商工組合中央金庫の「危機対応融資（中小企業向け）」（P 5）により貸付を行った中小企業者等のうち、
 - ・特に大きな影響を受けた事業性のある個人事業主（フリーランスを含む）
 - ・売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで、実質無利子化。
- ※ 利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、中小企業基盤整備機構のHPをご覧ください。（<https://tokubetsu-riho.jp/>）

【適用対象】

新型コロナウイルス感染症特別貸付等（※1）を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模企業者（※2）	中小企業者（※2）
個人	要件なし（※3）	売上高▲20%以上（※3）
法人	売上高▲15%以上（※3）	

（※1）特別貸付の要件は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

（1）最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が、前4年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少

（2）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少

① 過去3ヵ月（最近1ヵ月含む。）の平均売上高

② 令和元年12月の売上高

③ 令和元年10～12月の平均売上高

（※2）小規模企業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

（*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

（※3）売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後の2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。また、令和2年12月21日以降に貸付を受けた方は、過去6ヵ月の平均売上高（最近1ヵ月を含む。）と前4年のいずれかの年の同期等との比較も可能です。

【利子補給】

・期間：借入後当初3年間

・補給対象上限：中小事業3億円、国民事業6,000万円

日本公庫等の既往債務の借換

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や商工組合中央金庫等の「危機対応融資（中小企業者向け）」について、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資（中小企業者向け））の既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象となっています。

【対象制度】

- (1) 日本公庫及び沖縄公庫
 - ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・ 新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・ 新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・ 危機対応融資

非組合員で設備資金の既往債務しかない方でも運転資金への借換が可能となります。

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額※1】

- (1) 日本公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 3億円、国民事業 6千万円
- (2) 商工組合中央金庫等 3億円

【借換え限度額※2】

- (1) 日本公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 6億円、国民事業 8千万円、
- (2) 商工組合中央金庫等 6億円

※1 限度額は新規融資と日本公庫等の既往債務借換の合計額。

※2 農林漁業者については、上記以外のスキームでの支援を実施。

日本公庫等や民間金融機関による 既往債務の条件変更

既往債務の条件変更とは？

借入金の返済金額や返済方法等の条件について、事業者の方の業況に合わせて当初契約から変更（リスケジュール）することをいいます。

具体的には、コロナ前の既往債務や、コロナ禍における実質無利子・無担保融資について、次のような形で、借入金を増やすことなく、手元の資金繰りを緩和することができます。

- ・月々の返済を当面の間猶予
- ・月々の返済金額の減額や返済期限の延長

【手続きの流れ】

返済金額や返済方法等の見直しを希望される場合は、借入をしている政府系金融機関や各民間金融機関にご相談ください。

※政府系金融機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の提出を省略することも可能ですので、各機関にご相談ください。

また、条件変更に際して、複数の金融機関との調整が必要な場合等には、中小企業活性化協議会にご相談ください。同協議会の連絡先については、以下のHPをご覧ください。

(https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/16)

【各金融機関への要請等】

民間金融機関や政府系金融機関に対しては、既往債務の返済猶予などの条件変更について、最大限柔軟に対応すること等について累次にならねばならぬ要請を行い、各金融機関では条件変更に対応しています。

政府系金融機関における 貸付条件の変更等の状況について

令和2年3月6日の財務大臣兼金融担当大臣談話において、既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること、この取組状況を報告することを要請しております。

この要請に伴う、政府系金融機関における貸付条件の変更等の状況については、下記の通りです。

（令和2年3月10日から令和4年2月末までの実績）

【債務者が中小企業者である場合】

（単位：件）

	実績
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（A）	231,535
うち実行に係る貸付債権の数（B）	219,014
うち謝絶に係る貸付債権の数（C）	585
うち審査中の貸付債権の数（D）	7,481
うち取下げに係る貸付債権の数（E）	4,455
実行率（B）／〔（B）＋（C）〕	99.73%

※1 計数は、日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業、農林水産事業）、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行の合計値。代理貸付は含まない。

※2 件数は、貸付債権ベース。

※3 「うち審査中の貸付債権の数」には、条件変更を承諾する旨の判断決定後、契約手続きが未了の債権が含まれる。

新型コロナ対策資本金性劣後ローンの創設 ～中小企業向け資本金性資金供給～

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者 ① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る事業者 ② 中小企業活性化協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者 ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築（※1）されている事業者（※2） （※1）原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること （※2）民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象													
融資限度額	【中小事業】1社あたり10億円（別枠） 【国民事業】1社あたり7,200万円（別枠）													
融資期間	5年1か月・7年・10年・15年・20年（期限一括償還） ※5年を超えれば、手数料ゼロで期限前弁済可能													
貸付利率	融資後当初3年間は一律0.5%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合</th><th colspan="3">4年目以降黒字の場合</th></tr> <tr> <th>5年1か月・ 7年・10年</th><th>15年</th><th>20年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.50%</td><td>2.60%</td><td>2.70%</td><td>2.95%</td></tr> </tbody> </table>			当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合	4年目以降黒字の場合			5年1か月・ 7年・10年	15年	20年	0.50%	2.60%	2.70%	2.95%
当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合	4年目以降黒字の場合													
	5年1か月・ 7年・10年	15年	20年											
0.50%	2.60%	2.70%	2.95%											
担保・保証人	無担保・無保証人													
資本金性の扱い	金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能 ※償還期限の5年前までは残高の100%を資本とみなすことが可能（5年未満からは1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少）													
その他	本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後													

日本公庫等による 設備資金貸付利率特例制度

新事業・ビジネスモデルの転換、DX等の設備投資意欲を喚起するために、生産性向上に資する設備投資の適用利率について、通常の適用利率（基準又は特別利率①～③等）から、当初2年間さらに▲0.5%金利を引き下げます。

【貸付対象】

日本政策金融公庫等の各貸付制度（※1）に該当する場合で、5年間で2%以上の付加価値額（※2）の向上が見込まれる設備投資を実施する事業者の方

（※1）災害関連やコロナ関連貸付、海外展開、資本金劣後ローン等は除く

（※2）営業利益、人件費及び減価償却費の合計額

【適用利率】

貸付後2年間、適用した貸付制度の貸付利率－0.5%

【貸付限度額】

各貸付制度に定める限度額

（中小事業7.2億円、国民事業7.2千万円等）

※ 別途東日本大震災からの再建復興を図るため、被災地域で雇用の維持または雇用の拡大が見込まれる設備投資を実施する事業者を対象にした特例制度もあります。

詳しくは、各機関の支店窓口までお問い合わせください。

衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業及び沖縄振興開発金融公庫の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】運転資金

【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】

基準金利

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の「組合員」の方については、基準金利－0.9%

※貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】15年以内（うち据置期間3年以内）

～すでに衛生環境激変対策特別貸付をご利用頂いている方へ～

新型コロナ
ウイルス感染症
特別貸付
の詳細は
2ページ
参照

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

詳しくは日本政策金融公庫国民生活事業本部又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

セーフティネット貸付

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【融資限度額】中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】3年以内

【金利】基準金利（一定の要件を満たす場合は、基準金利－0.2%）
※貸付期間・担保の有無・等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和2年2月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、
「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になっています。

～すでにセーフティネット貸付をご利用頂いている方へ～

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

新型コロナ
ウイルス
感染症
特別貸付
の詳細は
2ページ
参照

詳しくは日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

セーフティネット貸付

(生活衛生セーフティネット貸付)

生活衛生セーフティネット貸付とは？

前ページのセーフティネット貸付と、原則的な適用条件は同じであるが、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の「組合員」の方を対象とした融資制度。

【資金の使いみち】運転資金

【融資限度額】5,700万円

【貸付期間】8年以内

【据置期間】3年以内

【金利】基準金利（一定の要件を満たす場合は、基準金利－0.2％）
※貸付期間・担保の有無・等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和2年2月14日より、生活衛生セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になっています。

～すでに生活衛生セーフティネット貸付をご利用頂いている方へ～

新型コロナ
ウイルス
感染症
特別貸付
の詳細は
2ページ
参照

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

詳しくは日本政策金融公庫国民生活事業本部又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

セーフティネット貸付 (農林漁業セーフティネット資金)

農林漁業セーフティネット資金とは？

農林漁業経営の意欲と能力を有しながらも、災害や経営環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者を対象とした融資制度。

【資金の使いみち】

新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがある場合における、経営の維持安定に必要な資金

【融資限度額】

下記のうちいずれか

- ① 1,200万円
- ② 年間経営費の12/12に相当する額又は粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額※

※ 簿記記帳の要件があります。

詳しくは、日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【貸付期間】

15年以内

【据置期間】

3年以内

【金利】

実質無利子化※

【担保】

実質無担保（民間金融機関からの融資を受け易くするための劣後特約を含む）

※ 新型コロナウイルス感染症特別貸付等の特別利子補給制度（実質無利子化の詳細は6ページ参照）とは異なり、農林水産省の事業により実施されます。詳しくは、日本政策金融公庫農林水産事業本部又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

中堅・大企業向け危機対応業務

指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資や資本性劣後ローンによる資金繰り支援を実施しています。

また、民間金融機関との協調融資原則の適用を一時的に停止しており、指定金融機関単独での支援が可能となっております。

実施機関	日本政策投資銀行・商工組合中央金庫	
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 <u>最近1ヶ月間の売上高又は過去6ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している事業者</u>	
貸付金の種類	融資（シニアローン）	資本性劣後ローン
資金使途・貸付期間	設備資金：20年以内 （据置期間5年以内） 運転資金：15年以内 （据置期間5年以内） ※いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる資金に限る。	長期一括償還 （貸付期間5年超で、事業者のニーズに応じて個別に決定） ※新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる資金に限る。
融資限度額	原則上限なし	
金利	詳細は次頁参照 ※金利は、一般の金融情勢や資金調達コスト等を勘案して指定金融機関が定める。	

中堅・大企業向け危機対応業務の金利引下げ

指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務を活用した支援を実施しているところ、利便性向上のため、金利を下記のとおり引き下げます。

○中堅企業向け

実施機関		日本政策投資銀行・商工組合中央金庫	
貸付金の種類		融資（シニアローン）	資本性劣後ローン
対象	中堅企業	全業種の事業者	
金利の引下げ幅		当初3年間▲1.0%	当初3年間▲2.0%(※)

(※) 実施機関の貸出金利は、当初3年間1%を上限とする

(注) 中堅企業（資本金10億円未満で中小企業ではない法人）向けには当初3年間▲0.5%利下げを行ってきたところ、利下げ幅を拡大。

○大企業向け

実施機関		日本政策投資銀行・商工組合中央金庫	
貸付金の種類		融資（シニアローン）	資本性劣後ローン
対象	大企業	飲食・宿泊等の事業者(※1)	
金利の引下げ幅		当初3年間▲0.5%	当初3年間▲1.5%(※2)

(※1) 具体的には、「飲食店業、旅館業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者」が対象となります。

(※2) 実施機関の貸出金利は、当初3年間1%程度とする。

セーフティネット保証【信用保証】 (セーフティネット保証4号・5号)

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※ 売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※ 売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN4号：令和2年3月2日に全都道府県が対象指定されました。
- ◆ SN5号：四半期毎に業況の悪化している業種を指定してます。
詳細については、以下をご覧ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。

※経済産業省が都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

特別相談窓口

○株式会社日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日 9 時～17 時）

※創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日 9 時～19 時まで承っております。

※はじめてお取引いただく方、お取引いただいている支店がご不明な方はこちらへおかけください。

音声ガイダンスが流れた後に、ご希望のサービスメニューの選択番号を押してください。

選択番号	サービスメニュー	事業
1	個人企業・小規模企業の方 創業して間もない方	国民生活事業
2	中小企業の方	中小企業事業
3	農林漁業者等の方	農林水産事業

特別相談窓口

○沖縄振興開発金融公庫

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方を対象とする特別相談窓口を下記のとおり開設しております。

沖縄県で事業を行っている方は、下記の相談窓口までご相談ください。（平日9時～17時）

店舗		電話番号
本店	中小企業資金・生業資金	0120-981-827 098-941-1785
	生活衛生資金	0120-981-827 098-941-1830
	農林漁業資金	0120-956-318 098-941-1840
	ご返済に関するご相談	0120-964-594 098-941-1815
中部支店		098-989-6511
北部支店		0980-52-2338
宮古支店		0980-72-2446
八重山支店		0980-82-2701

相談窓口

○株式会社日本政策投資銀行

✓ 平日相談窓口（平日 9 時～17 時）

支店名	郵便番号	所在地	電話番号
本店 東京 (大代表)	〒100-8178	東京都千代田区大手町1丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー	03-3270-3211
北海道支店 札幌 (代表)	〒060-0003	札幌市中央区北3条西4丁目1番地 (日本生命札幌ビル)	011-241-4111
東北支店 仙台 (代表)	〒980-0021	仙台市青葉区中央1丁目6番35号 (東京建物仙台ビル)	022-227-8181
新潟支店 新潟 (代表)	〒951-8066	新潟市中央区東堀前通 六番町 1058番地1 (中央ビルディング)	025-229-0711
北陸支店 金沢 (代表)	〒920-0031	金沢市広岡三丁目1番1号 (金沢パークビル)	076-221-3211
東海支店 名古屋 (代表)	〒450-6420	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 (大名古屋ビルディング)	052-589-6891
関西支店 大阪 (代表)	〒541-0042	大阪市中央区今橋4丁目1番1号 (淀屋橋三井ビルディング)	06-4706-6411
中国支店 広島 (代表)	〒730-0036	広島市中区袋町5番25号 (広島袋町ビルディング)	082-247-4311
四国支店 高松 (代表)	〒760-0050	高松市亀井町5番地の1 (百十四ビル)	087-861-6677
九州支店 福岡 (代表)	〒810-0001	福岡市中央区天神2丁目12番1号 (天神ビル)	092-741-7734
南九州支店 鹿児島 (代表)	〒892-0842	鹿児島市東千石町1番38号 (鹿児島商工会議所ビル)	099-226-2666

○株式会社商工組合中央金庫

✓ 全営業店に経営相談窓口を開設

✓ 平日 9 時～17 時

（はじめてお取引いただく方、営業店がご不明な方）

代表ダイヤル（平日）： 0120-542-711

(参考1)

伴走支援型特別保証制度

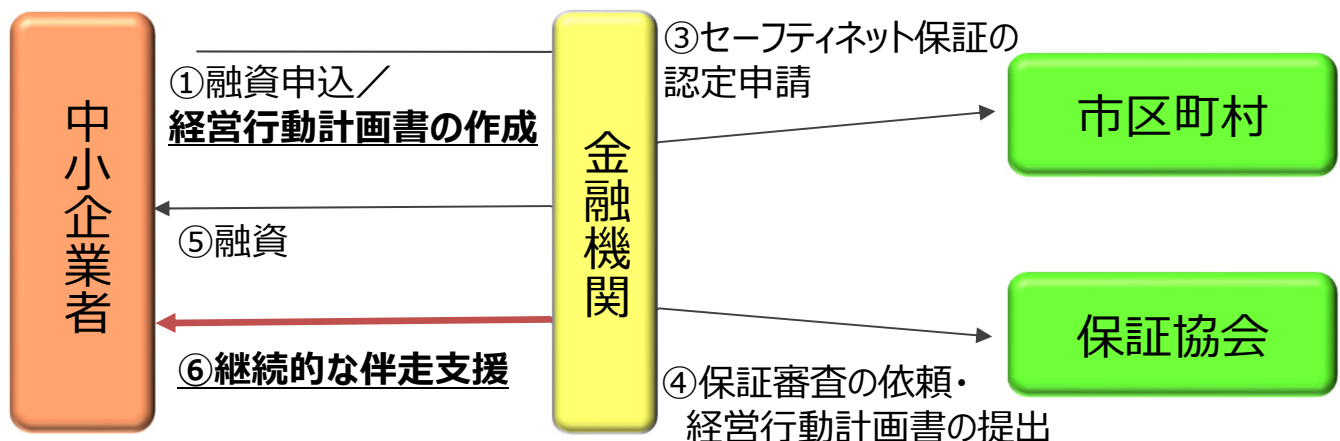
民間金融機関

一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を創設しております。

- 保証限度額 : 6,000万円
- 保証期間 : 10年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 0.2%（国による補助前は原則0.85%）
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要
（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 売上減少要件 : ▲15%以上
- その他 : ・原則セーフティネット保証4号・5号の認定を受けていること
・経営行動計画書を作成すること
・金融機関が継続的な伴走支援をすること

ご利用の流れ（一例）

②与信審査・書類準備



経営改善サポート保証（感染症対応型）

早期の事業再生を後押しするため、経営サポート会議（※）や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、据置期間を最大5年に緩和したうえで、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げます。

※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み

- 保証限度額 : 2億8,000万円
- 保証期間 : 15年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 0.2%
(国による補助前は原則0.8% or 1.0%)
- 保証人 : 代表者は一定要件
(①法人・個人分離、②資産超過) を
満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)
- 保証割合 : 責任共有保証 (80%保証)。
ただし100%保証およびコロナ禍の
SN 5号からの借換については100%保証。

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

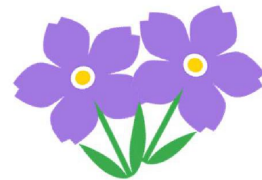
- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
（注）通常 年8.7%→軽減後 年0.9%（令和4年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

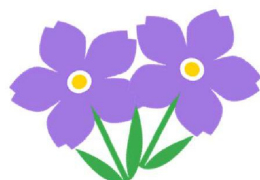
次のような個別の事情に該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合、それらの再調達価額等に相当する金額
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として **1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除**されます。
（注）通常 年 8.7%→軽減後 年 0.9%（令和4年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
▶ **提出は、便利な e-Tax をご利用ください！** スマホやタブレットでも申請できます！
※ 郵送でも可能です(様式は国税庁HPから入手可能)。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**



※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

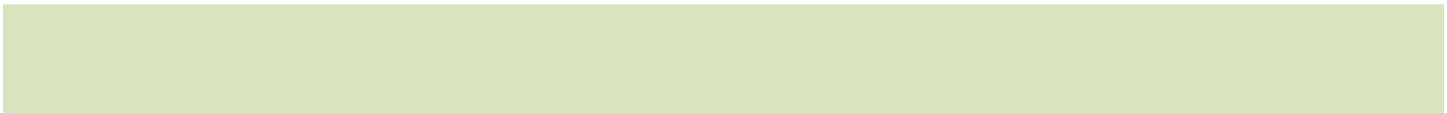
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予の詳細はこちら





メモ欄



MINISTRY OF
FINANCE



財務省



日本政策投資銀行

JFC 日本政策金融公庫



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION



人を思う。未来を思う。

商工中金